

支出証拠書

7/6

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料(日本教育新聞)		
年月日	令和4年7月6日~令和 年 月 日	金額	2,750円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集						
使途	22年7月購読料						
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする						
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>04-07-06</td> <td>200</td> <td>2,750</td> <td>SMBC(ニホキヨウイ)</td> </tr> </table>				04-07-06	200	2,750	SMBC(ニホキヨウイ)
04-07-06	200	2,750	SMBC(ニホキヨウイ)				

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,750円	100%	2,750円

整理番号 8-2

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富士山開山祭		
年月日	22年7月10日～	年月日	金額 800 円

目的	富士山開山祭
使途	駐車代
政務活動・ 県政との 関連性	会場にて意見聴取。 今後の県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

* 入庫時刻の印字が薄いので
補記する。

22-07-10 07:54

* 入庫時刻の印字が薄いので
補記する

22-07-10 16:24

駐車券 Parking Ticket 領収書

◇ご折柄、社務の方は、本券を折柄受付所又は、社務所にて料金の認証処理をして下さい。

入庫時刻 01 A 600円 22-07-10 10:16

富士山本宮浅間大社
0544(27)2002 ※30分以内の入出場は無料です

検印	利用時間	料金
	24時間	1時間毎 200円 24時間最大 1,500円

KV9614

駐車券 Parking Ticket 領収書

◇ご折柄、社務の方は、本券を折柄受付所又は、社務所にて料金の認証処理をして下さい。

入庫時刻 01 A 200円 22-07-10 17:01

富士山本宮浅間大社
0544(27)2002 ※30分以内の入出場は無料です

検印	利用時間	料金
	24時間	1時間毎 200円 24時間最大 1,500円

KV9614


案分の理由 全政務活動にかかるとあり	領収書金額(a) 800 円	案分率(b) 100 %	政務活動費支出額(a×b) 800 円
-----------------------	-------------------	-----------------	------------------------

支出証拠書

7/14

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	資料郵送料		
年月日	22年7月14日～	年 月 日	金額 84 円

目的	資料郵送料
使途	郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	県政資料の情報提供
《領収書貼付枠》	<p style="text-align: center;">領収書</p> <p style="text-align: right;">様 支払者：四本康久</p> <hr/> <p>[証紙切手引受] 第一種定形 @84 1通 ¥84</p> <hr/> <p>小計 ¥84</p> <hr/> <p>郵便物引受合計通数 1通 課税計(10%) ¥84 (内消費税等 ¥7) 非課税計 ¥0</p> <hr/> <p>△計 ¥84 合計 ¥84 お預り金額 ¥84</p>  <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2022年7月14日 17:51 発行No. 220714A7301 端N55箱01 連絡先：富士宮郵便局 TEL:0570-943-679</p>

案分の理由 全政務活動費にかかるとは かかるとは	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	84 円	100 %	84 円

支出証拠書 (各種団体会費)

7/16

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO法人 YUNO 心の心の会 年会費		
年月日	22年7月16日~	年月日	金額 2,250 円

会の趣旨・目的	広葉樹を植樹し保全管理する活動により自然環境の保全を図り水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与する。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ○広葉樹林づくり ○広葉樹林・里山の啓発活動
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

法人の事業年度 7月1日～翌年6月30日
 令和4年7月～令和5年3月までの9ヶ月分を請求する。
 $3000円 \times \frac{9}{12} 月 = 2250円$

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由 全て政務活動にかかるとある。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,250 円	100 %	2,250 円

領収証

四本康久様

No. 4-104

登録番号

金額

73000-

但 R4

YUNOどんぐりの会会費

4年7月16日 上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
税率	金額 (税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額 (税抜・税込)
%	消費税額等

NPO法人

YUNOどんぐりの会

会長 松永泰然



収入印紙

特定非営利活動法人YUNOどんぐりの会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人YUNOどんぐりの会という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を、静岡県富士宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広葉樹を植樹し保全管理する活動により、富士宮市の柚野地域を中心に自然環境の保全を図り、地域住民や全国からこの地に訪れる人々に寛ぎの場を提供し、自然と共生する優しい心を醸成することにより、社会に貢献することを目的とする。

さらに、水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次の活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 広葉樹林づくり
- (2) 広葉樹林・里山の啓発活動
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は正会員をもって法上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。また、年度途中で入会する会員は、入会時に年会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、1人以上2人以下を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員
の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が
あらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、こ
の法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は
法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会
又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、
若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後

最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

- 第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章 会議

(種別)

- 第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各一号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等により、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要し、理事の3分の2以上の承諾が得られるならばその限りでない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者等にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において決定した者に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事業部及び事務局

(事業部の設置)

第54条 この法人に、この法人の業務を処理するため、事業部を設置することができる。

- 2 事業部には、事業部長を置くことができる。
- 3 事業部長は、会長が任免する。

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

(組織及び運営)

第56条 事業部及び事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長 松永 泰然

副会長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事



理事

監事

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成28年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成28年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	3,000円
(2) 正会員	団体	10,000円

これは、当法人の定款である。

静岡県富士宮市上柚野 592 番地

特定非営利活動法人YUNOどんぐりの会

理事 松永泰然

支出証拠書

7/17

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富士世界遺産センター訪問		
年月日	22年7月17日～	年月日	金額 200 円

目的	富士世界遺産センター訪問
使途	駐車代
政務活動・ 県政との 関連性	センターにて情報収集 今後の県施策に反映させる
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: center;"> 富士宮市営神田川観光駐車場 領収証 精算機 #01 A 精算No.000264 発券機 #01 発券No.098417 入庫時刻 2022年 7月17日(日) 14:07 出庫時刻 2022年 7月17日(日) 15:07 駐車時間 1:00 駐車料金 A料金 200円 ===== 合計 200円 現金領収額 200円 お預り 200円 お釣り 0円 またのご利用をお待ちしております。 </div>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるとの事	200 円	100 %	200 円

整理番号 8-6

支出証拠書

7/18

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務用品代 (品名 : 修正液、シャーペン)		
年月日	令和 4 年 7 月 18 日	~ 令和 年 月 日	金額 275 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

<<領収書貼付枠>>



招津ロフト様

2022年 7月18日 (月) 18:07

Yesペン修正液 1コ ¥300
uniシャープペン芯0.1コ ¥200
10%紙幣 ¥500 消費税等 ¥50
合計税抜 ¥500 消費税計 ¥50

合計 2点 ¥550

EM550 現金・他 ¥550

お預り ¥550

3445447425
電話:055-925-6210 ★0347*1002*04928

返品・交換については、未開封、未使用の状態でお買上げ日から30日以内であれば承ります。
一部返品を承れない商品もございます。詳しくは
ロフトホームページをご確認ください。



ロフトアプリ

新商品やキャンペーンの情報をゲット

スタンプを貯めておトクに

支払者: 四本 康久

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	550 円	1/2 %	275 円

支出証拠書

7/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等謝金・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	複合機リース料		
年月日	22年7月27日～	年月日	金額 8,800円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<領収書貼付枠> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">D 4- 7-27</div> <div style="text-align: center;">17,600 リコーリース(カ)</div> </div>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動費と後援会活動で案分	17,600円	1/2	8,800円
		%	

支出証拠書

7/29

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	リース自動車の任意保険料 (令和4年9月26日~令和5年3月31日)		
年月日	22年7月29日~	年月日	金額 8997円

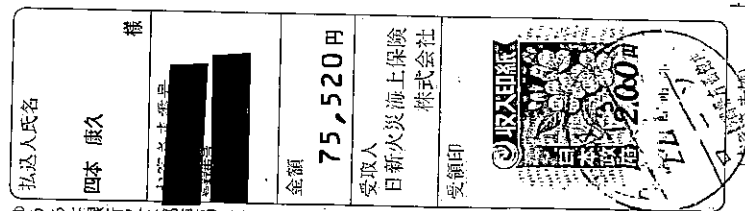
目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

支払金額 75,520円のうち 対人・対物保険分は 35,990円。
 契約対象期間が 令和4年9月26日から 令和5年9月26日まで
 令和5年3月31日までの分を 今回請求する。

$$35990円 \times 6 / 12月 \times \frac{1}{2} = 8997円$$

払込受領証
(コンビニエンスストア7用)



ゆうちょ銀行又は郵便局からお出しする場合はこの取扱いを切り離していただく。

※ 領収印の日付が不鮮明なため補記する。

22.7.29

案分の理由 政務活動と私用で 率分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	17,994円	1/2 %	8,997円

自動車保険おすすめプランのご案内

〒 418-0061

静岡県 富士宮市 北町 13-3

四本 康久 様

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
 さて、先般ご用命いただきました補償内容について、
 保険料のご案内を作成いたしました。
 つきましては、内容を高覧いただき、
 是非ともご採用賜りますようお願い申し上げます。 敬具

契約のお車
 車名 ノート
 登録番号 [REDACTED]
 型式 E13

ご契約にあたっては、現在のお車の登録内容、保険の内容をご確認ください。

保険期間 令和 4年 9月26日 から
 令和 5年 9月26日 まで

用途車種 自家用小型乗用車

記名被保険者氏名

新車割引有 ASV割引有

作成日 令和 4年 9月 21日 印刷連番 00024403

静岡県 静岡市 葵区 瀬名 1-16-8
 ロジュマン21 1-B

Jリスクマネジメント 静岡支社

TEL. (054) 297-5887

FAX. (054) 297-5886

	Aコース	Bコース
保険種目	ユーサイド	ユーサイド
等級	20等級 63%割引	20等級 63%割引
運転者の補償範囲	本人・配偶者限定	本人・配偶者限定
運転者年齢条件	35歳以上限定 始期時点年齢 61歳	35歳以上限定 始期時点年齢 61歳
免許証の色	[REDACTED]	[REDACTED]
対人賠償	無制限 交通弱者補償	無制限 交通弱者補償
対物賠償	無制限 自己負担額 0万円 対物超過修理費用あり	無制限 自己負担額 0万円 対物超過修理費用あり
人身傷害(実損払)	1名 7000万円 傷害一時金10万	1名 7000万円 傷害一時金10万
人身傷害(定額払)		
車両保険	一般条件 220万円 自己負担額 0-10万円 車両超過修理費用	
その他の補償・特約	弁護士費用 日常生活賠償責任 車両全損時諸費用 他車使用特約 ロードサービス	弁護士費用 日常生活賠償責任 他車使用特約 ロードサービス
保険料 一時払 (コンビニ)	一時 75,520円	一時 35,990円
		*車両保険無しの場合、保険料が少額です。

支出証拠書

7/29

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃貸料 (8 月分)		
年月日	22年7月29日~	年月日	金額 31,231円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

23	22-07-29	200	*62,000	ワキソ	カアサヒケンセツ
24	22-07-29	200	*462	振込	手数料



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	62,462円	1/2	31,231円
		%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・野諫情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年8月	日~令和	年月日
金額	2,120円		

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金所 新富士 お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 8月 1日 17時09分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新静岡 園央道 相模原ICは2022年6月30日 からETC専用料金所として運用開始 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-01151644-00</p>	<p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金所 新静岡 お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 8月 1日 12時34分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新富士 園央道 相模原ICは2022年6月30日 からETC専用料金所として運用開始 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00311216-00</p>
--	--

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,120円	100%	2,120円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (静岡・岳南朝日新聞・富士ニュース・朝日新聞)		
年月日	22年8月1日～	年月日	金額 9,657円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	22年7月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

【内訳】

静岡新聞	3,300円
朝日新聞	4,400円
岳南朝日新聞	977円
富士ニュース	980円
計	9,657円

04-08-01 | 200 | 9,657 | シンフンタ"イ

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	9,657円	100 %	9,657円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話使用料 (22年6月分)		3,774
年月日	22年8月1日~	年月日	金額 3,774 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 支払合計額 あんしんセキュリティ ケータイ補償サービス他 $(8,341 \text{ 円} - 720 \text{ 円} \times 1.10) \times 1/2 = 3,774 \text{ 円}$ $\underbrace{\hspace{10em}}_{7,549 \text{ 円}}$	
04-08-01 200 8,341 トコモ ケータイ	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	7,549 円	1/2 %	3,774 円

3,774



内訳項目・金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)		税区分 (TAX)	
		ご利用期間 (6/1~6/30)			
◇基本使用料等 (計)	4,650	4,650	5Gギガホプレミア	3GB以下	合 算
		4,850	(内訳) 5Gギガホプレミア		
		-500	(内訳) みんなドコモ割	2回線	
		300	(内訳) spモード利用料		
		0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	2.2G	合 算
◇通話料・通信料 (計)	1,910	150	5G・SMS通信料	6月ご利用分	合 算
		60	他社接続サービス通信料 [5G]	6月ご利用分	合 算
				ナビダイヤル等	
		1,700	かけ放題オプション定額料		合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,023	300	留守番電話サービス利用料		合 算
		200	あんしんセキュリティ利用料		合 算
		500	ケータイ補償サービス (500円コース)		合 算
		400	あんしん遠隔サポート利用料		合 算
		-380	あんしんパックモバイル割引		合 算
		2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります	合 算
		1	電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります	合 算
◇消費税等相当額 (計)	758	758	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計	8,341	8,341	合計		
			<NTTドコモからのお知らせ>		
			○継続利用期間は、6月末で	22年3か月となりました。	
			○ポイントのお知らせ		
			6月ご利用分に対する獲得ポイントは、	70です。	
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	7,523円です。)	
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。		
			○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。	(2022年6月30日現在)	

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年8月2日	～令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業の の リング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理		
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料		
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<p>○ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。 		
<p>《左</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金所 新富士</p> <p>お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客様は TEL 052-229-0333 (有料)</p> <p>22年 8月 2日 16時29分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新静岡 國央道 相模原ICは2022年6月30日 からETC専用料金所として運用開始 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-01101606-00</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金所 新静岡</p> <p>お問合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客様は TEL 052-229-0333 (有料)</p> <p>22年 8月 2日 8時52分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新富士 國央道 相模原ICは2022年6月30日 からETC専用料金所として運用開始 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号202-00450834-00</p> </div> </div>			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	100 %	2120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 4 年 8 月 2 日	令和 年 月 日	金額 2205 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入(書籍名: 月刊廃棄物 8月号)
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-08-02	23357	A93150008
取扱店	シス・オカケンチョウナイ	
払込口座	00190-6	655183
払込金額	*1,943	料金額 *262
振替受付票		
払込みの証拠となるものは、大切に保存して下さい。料金は、消費税等が含まれています。(ゆづちよ銀行)		
入金額	*2,205	
おつり	*0	

印紙税申告納付につき廻町税務署承認済

とっても便利!安心!オートク! ゆづちよデビット サービス開始!

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2205 円	100%	2205 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当箇所に記入すること。

請求書

2022年 7月29日

〒418-0061
静岡県富士宮市北町13-3

四本 康久 様



郵便振込口座 00190-6-655183
銀行口座 みずほ銀行 九段支店 当24257
口座名義 ニッポウビジネス (カ)
振込手数料は貴社にてご負担下さいませ、お願い申し上げます。

お客様番号 [REDACTED] お問い合わせ番号 [REDACTED]

- お買い上げ頂きまして誠に有り難うございます。下記の通りご請求申し上げます。

お知らせ
2022年8月号
銀行振込もご利用いただけます。

	郵便振込
	1,943円

						区分
3005 1	◆ 四本 康久 様分 月刊 廃棄物 送料 内消費税等	1 0	部	1,843 0	1,843 100 (177)	1 1

区分：1, 売上 2, 返品 3, 商品値引 4, その他売上 5, 販促 6, 配送料 7, 代引手数料 8, 伝票値引



- お支払期限までに銀行・郵便局で払い込み下さい。
- 銀行振込をご利用のお客様は下記払込用紙はご使用できません。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年8月3日	～令和 年 月 日	金額 2320 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<p>ご利用ありがとうございます。  中日本</p> <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金所 富士</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 8月 3日 16時41分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,260-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 静岡 圏央道 相模原ICは2022年6月30日 からETC専用料金所として運用開始 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号214-00661617-00</p>	<p>ご利用ありがとうございます。  中日本</p> <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金所 新静岡</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 8月 3日 12時01分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新富士 圏央道 相模原ICは2022年6月30日 からETC専用料金所として運用開始 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00151141-00</p>
---	---

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2320 円	100 %	2320 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請精進研鑽費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ふじのくに県民クラブ政調会 夏合宿 (日帰り)		
年月日	22年8月8日～	年 月 日	金額 9,020 円

目的	ふじのくに県民クラブ政調会 夏合宿 (日帰り)
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	今後の県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

領 収 書

Receipt _____ 様

領収年月日 2022.-8.-8

金額 ¥9,020 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(10092, 4枚)

東海旅客鉄道株式会社
(東)新富士駅
新富士駅MV803発行 20093-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

支払者:
四本 康久

新幹線 新富士 ~ 浜松 往復

案分の理由 全て政務活動費に かかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9,020 円	100 %	9,020 円

ふじのくに県民クラブ政調会 夏合宿日程最終版

【1日目日程】

集合 8月8日(月) 10:15 馬込川水門インフォメーションセンター
浜松市南区中田島町 (地図別紙)

自家用車のかたは現地集合をお願いします。

新幹線でおいでのかたは、9:55に浜松駅南口でピックアップします。

三島 8:55→新富士 9:08→静岡 9:21→浜松 9:49 こだま 707号

対象者 中澤、佐野、四本、廣田、杉山(敬称略) 大石、阿部が迎えに参ります。

視察1 「浜松防潮堤の整備および維持管理について」

① 10:15~11:00 馬込川水門の整備状況および防潮堤管理全般についての説明

場所 馬込川水門インフォメーションセンター

移動 15分

② 11:15~11:35 防潮堤産業部所管部分

場所 篠原町管理広場付近

移動 10分

③ 11:45~12:05 防潮堤交通基盤部所管部分

場所 表浜東駐車場付近

移動 15分

昼食 12:20~13:10 うなぎ 山本亭

移動 10分

視察2 13:30~14:30 「浜名湖の水産資源の現状について」 水産試験場浜名湖分場

移動 10分

視察3 14:40~15:40 「花博20周年に向けて」 浜名湖ガーデンパーク

移動 10分 (予備10分)

視察4 16:00~17:00 「浜名湖水産業の現状について」 浜名漁協

帰宅組解散 たきや参加者・宿泊組は移動 10分

ホテルチェックイン ダイワロイヤルホテル THE HAMANAKO

担当 [REDACTED] 朝食付き 14150円各自支払

18時50分 ロビー集合

19時~22時 たきや漁 (浜名湖の観光資源視察も兼ねています)

代金概算 ひとりあたり11000円

参加者 中澤、田口、杉山、沢田 議員4名

静岡県水産局長板橋氏、水産試験場浜名湖分場長ほか4名

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (日本教育新聞)		
年月日	令和4年8月8日~令和	年月日	金額 2,750円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	22年8月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする
<<領収書貼付枠>> 04-08-08 200 2,750 SMBC(二松) #074	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,750円	100%	2,750円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等諸費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務費・人件費		
内容	事務所電気代 (8月分)		
年月日	22年8月16日~	年 月 日	金額 6,803円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	4-8	払込金額	¥6726	うち消費税等相当額	611
ご契約	40 A	戸数	182	ご使用量kWh	182
ご使用期間	7月 8日~ 8月 7日		ご契約変更	月 日	月 日
ご使用場所	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号		ご契約名所義	ヨツモト ヤスヒサ ジ ムシヨ 様	
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ ジ ムシヨ 様				
お支払期限日	9月 7日				
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。					
地区番号	08	ご契約種別	従量電灯B	日附印	28.16
お客さま番号	[Redacted]				
お問い合わせ先	0120-995-902(代)				
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)					

○本領収証により集金員が収納することはありません。

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	4-8	払込金額	¥6881	うち消費税等相当額	625
ご契約	4 kW	戸数	90	ご使用量kWh	101
ご使用期間	7月 8日~ 8月 7日		ご契約変更	月 日	月 日
ご使用場所	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号		ご契約名所義	ヨツモト ヤスヒサ ジ ムシヨ 様	
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ ジ ムシヨ 様				
お支払期限日	9月 7日				
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。					
地区番号	08	ご契約種別	低圧電力	日附印	28.16
お客さま番号	[Redacted]				
お問い合わせ先	0120-995-902(代)				
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)					

○本領収証により集金員が収納することはありません。

案分の理由 政務活動と後援会 活動の案分	領収書金額(a) 13607円	案分率(b) 1/2 %	政務活動費支出額(a×b) 6803円
----------------------------	--------------------	-----------------	------------------------


支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等諸費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年8月17日~令和	年月日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書の日付は》

ご利用ありがとうございます。

料金所では一旦停車してください。

領収書


料金所 新静岡
お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

22年 8月17日 9時12分

車種 普通

通行料金 ¥1,060-
(現金)

-入口料金所- 新富士
圏央道 相模原ICは2022年6月30日
からETC専用料金所として運用開始
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号201-01730852-00

ご利用ありがとうございます。

料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 新富士
お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

22年 8月17日 13時04分

車種 普通

通行料金 ¥1,060-
(現金)

-入口料金所- 新静岡
圏央道 相模原ICは2022年6月30日
からETC専用料金所として運用開始
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号203-00531243-00

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	100 %	2120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話使用料 (22年 7 月請求分)		
年月日	令和4年8月17日~令和 年 月 日	金額	3,602 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

支払合計額 ケブルレビ料 政務活動費請求対象額
 9,954 円 — 2,750 円 = 7,204 円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	7,204 円	1/2	3,602 円
		%	

postcard

発行番号 2020311400
発行日 2022年 8月17日
四本 康久 様

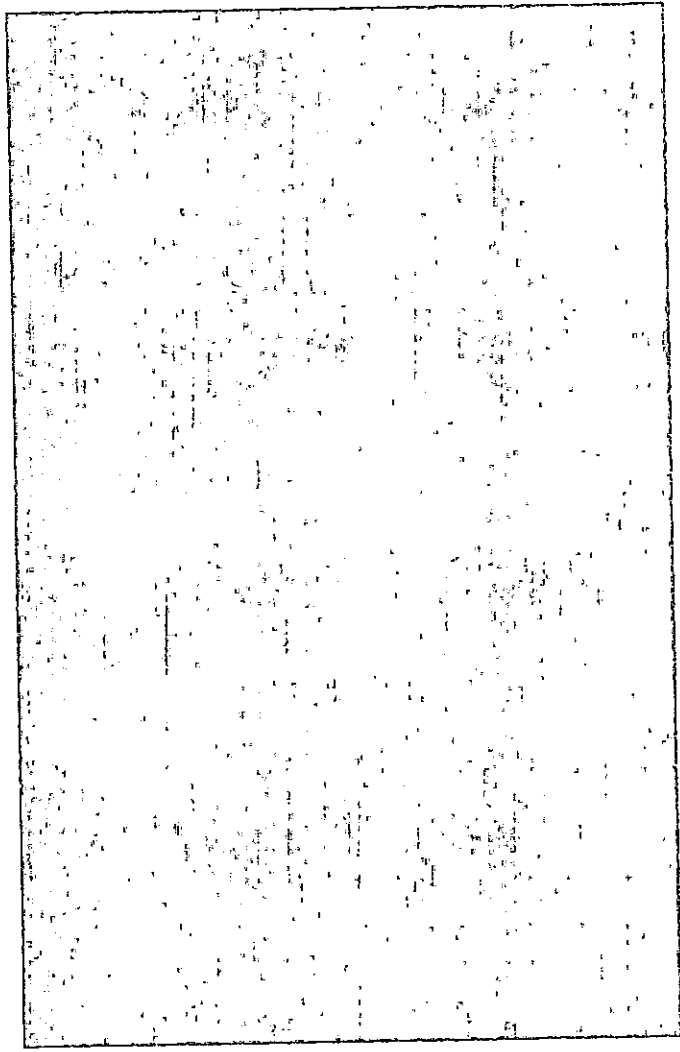
株式会社TOKAIケーブルテレビ
〒410-0053 沼津市春町
お問合せ先 0120-696-942

領収書

領収金額 ¥9,954

項目	金額
2022年7月分	¥9,954
※電話関係料金は前月利用分となります。	

但し、ケーブルテレビ・インターネット・ひかり電話利用料として
上記の金額 2022年7月カード決済 にて正に領収致しました。




支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・郵便情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年8月18日	~令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。

 料金所では一旦停車してください。

領収書
 料金所 新静岡
 お問合わせは、中日本お客さまセンター
 フリーダイヤル 0120-922-229
 上記番号をご使用になれないお客さまは
 TEL 052-223-0333 (有料)

22年 8月18日 9時30分
 車種 普通
 通行料金 ¥1,060-
 (現金)

-入口料金所- 新富士
 圏央道 相模原ICは2022年6月30E
 からETC専用料金所として運用開始
 中日本高速道路株式会社
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19
 取扱番号202-00470908-00

ご利用ありがとうございます。

 料金所では一旦停車してください。

領収書
 料金所 新富士
 お問合わせは、中日本お客さまセンター
 フリーダイヤル 0120-922-229
 上記番号をご使用になれないお客さまは
 TEL 052-223-0333 (有料)

22年 8月18日 15時38分
 車種 普通
 通行料金 ¥1,060-
 (現金)

-入口料金所- 新静岡
 圏央道 相模原ICは2022年6月30E
 からETC専用料金所として運用開始
 中日本高速道路株式会社
 愛知県名古屋市中区錦2-18-19
 取扱番号203-01161514-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2120 円	100 %	2120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務用品代 (品名 : / /)		
年月日	令和4年8月19日~令和	年月日	金額 407 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

文具スーパー 事務王子

富士吉原店
TEL: 0545-57-1881
富士市今泉1-17-56

2022年08月19日(金)19:30<0010-01>

4901991074985
トク 消費税 5 815
163* 5 815


小計 815

内税対象金額 815
10.0%対象金額 815
(内消費税額 10.0%) (74)

合計 815

現金 10,000
お預り 10,000
お釣り **9,185**

No: 0171266447929



0 171266 447929

領収証

2022年08月19日(金)19:30<0010-01>

現金 **¥815**

内消費税 10.0%(74)

815

但し

上記金額を領収いたしました。

株式会社つちや

保管する場合は、かに必ずが
消える場合がありますので、
暗所にて避光して下さい。

No: 0171266447929
発行日: 2022年08月19日(金)19:30

支払者: 四本 康久

但し書: のり 5個

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	815 円	1/2 %	407 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報等謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	事務用品代 (品名 : ラベルシール)		
年 月 日	令和 4年 8月 20日~令和 年 月 日	金 額	8,910 円

目的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

領収証

様

合 計 ￥17,820-

明細 (現金 ￥17,820)(クレジット ￥0)(その他 ￥0)(内消費税等 ￥1,620)
(10%対象 ￥17,820 ￥1,620)

但し
上記金額を正に領収いたしました。
印字面を内側に折り保管して下さい
株式会社 カインズ 加圧富士宮店 Te0544-28-1000
本社 埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
0795-0003-9573 2022年8月20日(土) 12:47 担当: [REDACTED]

レジ明細書 12:47
2022年8月20日(土)

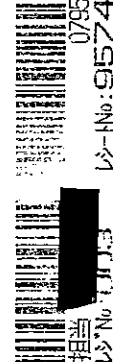
レシNo: 9573
発行日: 0003 2022年8月20日
担当 [REDACTED]

081 7A710-11200100 (4個 X 単1,980)	¥7,920
081 7A710-110 100 (5個 X 単1,980)	¥9,900
9点/小計	¥17,820
内消費税等 (10%対象)	¥1,620
合 計	¥17,820

現金 ￥17,820
お釣り ￥18,000
ポイント ￥180

ボイロン [REDACTED]
10/ポイント
11/ポイント
12/ポイント

レジ明細書のみでの商品交換・返品はお受け致しかねます。
必ず領収証をお待ち下さい。



担当 [REDACTED]
レシNo: 9573
レシNo: 91574

支払者: 四本康久
但し書: ラベルシール



案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	17,820 円	1/2 %	8,910 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年8月23日	～令和 年 月 日	金額 2,120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金所 新富士 お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 8月23日 16時33分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新静岡 圏央道 相模原ICは2022年6月30日 からETC専用料金所として運用開始 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-01221613-00</p>	<p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金所 新静岡 お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 8月23日 9時35分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新富士 圏央道 相模原ICは2022年6月30日 からETC専用料金所として運用開始 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号202-00400915-00</p>
--	---

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,120 円	100 %	2,120 円

整理番号	8-25
------	------

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8 月分】 8/28 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	令和4年 8月28日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	14,426

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・ 積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・ 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 四本 康久

<p>《領収書貼付枠》</p> <p>別紙のとおり</p>

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	28,853 円	1/2 %	14,426 円

EneJet

領収書

日星コーポレーション(株)
EneJet昭府町SS
静岡県静岡市葵区昭府2-30-7
TEL:054-266-7581
2022/08/01(月)16:35
Tカード会員 様

売上 Tカード会員
レギュラー
000260 #4853
29.41L @165.0 L-3N-7

小計 #4,853
(10%対象 #4,853
内消費税 #441)
合計 #4,853
お預かり #10000 お釣 #5147
上記にて領収書とさせていただきます
ポイント:基本P 14P
特別P 0P
今回計 14P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 2332P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さい。

★キャンペーン実施中★
EneJetのご利用
2,000円を1口として
QUOカードPay
2,000円分が当たる!
No.4545 担当:0090 昭府町SS
POS番号01
2022/08/01

支払者: 四本康久

EneJet

納品書(領収書)

2022年08月04日 22:52

売上 Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-07
24.24L *
(165円) #4,000

合計 #4,000
(消費税10%対象 #4,000
内消費税等 #364)
お預り #4,000
お釣り #0

ポイント:基本P 12P
特別P 0P
今回計 12P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 2352P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さい。

現金にてお買上げの場合領収書をお送りさせていただきます。
岩山石油 株式会社
セルフ富士SS
静岡県 富士市楠木438-1
TEL:0545-61-0495 SS-480044
サイトNo 5072-03 データNo1887-1889
001マネージャ 2022/08/04

支払者: 四本康久

ENEOS

納品書(領収書)

2022年08月10日 22:26

売上 Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー S P13
数量 25.32L *
単価 158円 #4,000

合計 #4,000
(消費税10%対象 #4,000
内消費税等 #364)
お預り #5,000
お釣り #1,000

ポイント:基本P 12P
特別P 0P
今回計 12P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 2401P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さい。

現金にてお買上げの場合領収書をお送りさせていただきます。
ENEOSウイング静岡支店
富士インターTS
静岡県 富士市
伝法字中村3201-1
TEL:0545-57-7550 SS-480443
サイトNo 6666-05
データNo2172-2174
999EW富士イ 2022/08/11

支払者: 四本康久

EneJet ドトールコーヒ-

令頁山又書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2022/08/15(月)22:54
Tカード会員

元上 Tカード会員
レギュラー
021000 ¥4000
24.39L @164.0 L- 4 N-10

小計 ¥4,000
(10%対象 ¥4,000
内消費税 ¥364)
合計 ¥4,000
お預かり ¥5000 お釣 ¥1000
上記にて領収書とさせていただきます
Tポイント:基本P 12P
特別P 0P
今回計 12P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 2466P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認下さい。
当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.7236 担当:0001
POS番号01
2022/08/15 釣銭伝票No.1650

支払者: 四本康久

EneJet ドトールコーヒ-

令頁山又書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2022/08/19(金)11:35
Tカード会員

元上 Tカード会員
レギュラー
021000 ¥4000
24.88L @161.0 L- 2 N- 4

割引適用(017895)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,000
(10%対象 ¥4,000
内消費税 ¥364)
合計 ¥4,000
お預かり ¥5000 お釣 ¥1000
上記にて領収書とさせていただきます
Tポイント:基本P 12P
特別P 0P
今回計 12P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 2478P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認下さい。
当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.1238 担当:0001
POS番号01
2022/08/19 釣銭伝票No.2452

支払者: 四本康久

EneJet ドトールコーヒ-

令頁山又書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
2022/08/23(火)23:41
Tカード会員

元上 Tカード会員
レギュラー
021000 ¥4000
25.32L @158.0 L- 4 N-10

割引適用(017895)
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,000
(10%対象 ¥4,000
内消費税 ¥364)
合計 ¥4,000
お預かり ¥5000 お釣 ¥1000
上記にて領収書とさせていただきます
Tポイント:基本P 12P
特別P 0P
今回計 12P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 2688P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認下さい。
当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.7498 担当:0001
POS番号01
2022/08/23 釣銭伝票No.3799

支払者: 四本康久

EneJet ドトールコーヒ-

令頁山又書

(株)ENEOSシエネレーションズ
SS沼津SS
静岡県沼津市中沢田375-3
TEL:055-923-2258
2022/08/28(日)19:43
Tカード会員

元上 Tカード会員
レギュラー
110100 ¥4000
25.00L @160.0 L- 4 N-10

小計 ¥4,000
(10%対象 ¥4,000
内消費税 ¥363)
合計 ¥4,000
お預かり ¥4000 お釣 ¥0
上記にて領収書とさせていただきます
Tポイント:基本P 12P
特別P 12P
今回計 12P

利用Tポイント 0P
利用可能Tポイント 2675P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認下さい。
担当:0001
POS番号01



支払者: 四本康久

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・票訓練等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年8月29日~	令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金所 新静岡 お問い合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 8月29日10時00分</p> <p>車種 普通 通行料金 ¥1,060-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新富士 國央道 相模原ICは2022年6月30E からETC専用料金所として運用開始 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号202-00400943-00</p>	<p>ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。</p> <p>領収書</p> <p>料金所 新富士 お問い合わせは、中日本お客様センター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客様は TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>22年 8月29日17時43分</p> <p>車種 普通 通行料金 ¥1,060-</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 新静岡 國央道 相模原ICは2022年6月30日 からETC専用料金所として運用開始 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-01471657-00</p>
---	---


案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2120 円	100 %	2120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年8月31日	～	令和 年 月 日
金額	2120 円		


目的 (該当項目に丸印)	部局事業のリアリテイング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

ご利用ありがとうございます。

料金所では一旦停車してください。

料金所 新富士
お問合わせは、中日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客様は
TEL 052-223-0333 (有料)

22年 8月31日 18時56分
車種 普通
通行料金 ¥1,060-
(現金)

入口料金所 - 新静岡
圏央道 相模原ICは2022年6月30E
からETC専用料金所として運用開始
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号203-01651753-00

ご利用ありがとうございます。

料金所では一旦停車してください。

料金所 新静岡
お問合わせは、中日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客様は
TEL 052-223-0333 (有料)

22年 8月31日 8時13分
車種 普通
通行料金 ¥1,060-
(現金)

入口料金所 - 新富士
圏央道 相模原ICは2022年6月30E
からETC専用料金所として運用開始
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号202-00180715-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2120 円	100 %	2120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・郵送料等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (静岡・岳南朝日新聞・富士ニュース・朝日新聞)		
年月日	22年8月31日～	年月日	金額 9,657円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集																						
使途	22年8月購読料																						
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。																						
<<領収書貼付枠>> 【内訳】 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">静岡新聞</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">3,300円</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>朝日新聞</td> <td style="text-align: right;">4,400円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>岳南朝日新聞</td> <td style="text-align: right;">977円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>富士ニュース</td> <td style="text-align: right;">980円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right;">9,657円</td> <td></td> </tr> </table>				静岡新聞	3,300円			朝日新聞	4,400円			岳南朝日新聞	977円			富士ニュース	980円			計		9,657円	
静岡新聞	3,300円																						
朝日新聞	4,400円																						
岳南朝日新聞	977円																						
富士ニュース	980円																						
計		9,657円																					
		04-08-31 200	9,657 シンフンタ"1																				

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9,657円	/	
		100 %	9,657円

整理番号 8-30

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (しんぶん赤旗 日刊・日曜版)		
年月日	令和4年8月31日~令和	年月日	金額 4,427円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	22年8月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

四本康久 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

日本共産党発行の しんぶん赤旗

領収書

4,427 円

2022 年 8 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党東部地区委員会
〒410-0312 沼津市原698-1
TEL 055-968-7150
FAX 055-968-7155

領収日 8/31 振替

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,427円	/	4,427円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話使用料 (22年 7 月分)		3,731
年月日	22年 8月31日	年 月 日	金額 3,731 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

あんしんセキュリティ
ケータイ補償サービス他

支払合計額

(8,255 円 - 720 円 × 1.10) × 1/2 = 3,731 円

7,463 円

] 04-08-31 | 200 | 8,255 | ドコモ ケータイ |

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,463 円	1/2 %	3,731 3,731 円

3,731

内訳項目 BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (7/1~7/31)	
◇基本使用料等 (計)	4,650	5Gギガホプレミア	3GB以下
	4,650	(内訳) 5Gギガホプレミア	
	-500	(内訳) みんなドコモ割	2回線
	300	(内訳) spモード利用料	
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	3.0G
			合 算
◇通話料・通信用料 (計)	1,832	5G・SMS通信用料	7月ご利用分
	30	他社接続サービス通信用料【5G】	7月ご利用分
			ナビダイヤル等
	1,700	かけ放題オプション定額料	
			合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,023	留守番電話サービス利用料	
		200 あんしんセキュリティ利用料	
		500 ケータイ補償サービス (500円コース)	
		400 あんしん遠隔サポート利用料	
		-380 あんしんバックモバイル割引	
		2 ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
		1 電話リレーサービス料/基本	1番号あたり1円のご請求となります
			合 算
◇消費税等相当額 (計)	750	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	8,255	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、7月末で	22年4か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		7月ご利用分に対する獲得ポイントは、	70です。
		(ポイント遡望の対象になるご利用金額は、	7,475円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。	(2022年7月31日現在)

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

整理番号	8-32
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃貸料 (9 月分)		
年月日	22年8月31日~	年月日	金額 31,231円

目的	—								
使途	—								
政務活動・ 県政との 関連性	—								
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>16'22-08-31</td> <td>200</td> <td>*62,000</td> <td>リキソ カ)アサヒケンセツ</td> </tr> <tr> <td>17'22-08-31</td> <td>200</td> <td>*462</td> <td>振込手数料</td> </tr> </table>		16'22-08-31	200	*62,000	リキソ カ)アサヒケンセツ	17'22-08-31	200	*462	振込手数料
16'22-08-31	200	*62,000	リキソ カ)アサヒケンセツ						
17'22-08-31	200	*462	振込手数料						

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	62,462円	1/2 %	31,231円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員の雇用 (8 月分)		
年月日	令和 4 年 8 月 31 日 ~ 令和 年 月 日	金額	156,000 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: center; padding: 20px;">別紙のとおり</div>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	156,000 円	100%	156,000 円

※按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和4年	氏名	支払額	領収印
8月	[REDACTED]	30,000	[REDACTED]

$$30 \text{ 時間} \times 1,000 \text{ 円} = 30,000 \text{ 円}$$

令和4年	氏名	支払額	領収印
月	[REDACTED]	—	[REDACTED]

令和4年	氏名	支払額	領収印
8月	[REDACTED]	54,000	[REDACTED]

$$54 \text{ 時間} \times 1,000 \text{ 円} = 54,000 \text{ 円}$$

令和4年	氏名	支払額	領収印
8月	[REDACTED]	36,000	[REDACTED]

$$36 \text{ 時間} \times 1,000 \text{ 円} = 36,000 \text{ 円}$$

令和4年	氏名	支払額	領収印
8月	[REDACTED]	36,000	[REDACTED]

$$36 \text{ 時間} \times 1,000 \text{ 円} = 36,000 \text{ 円}$$